

## 科学研究費助成事業「新学術領域研究」の審査要綱

平成20年1月29日  
科学技術・学術審議会学術分科会  
科学研究費補助金審査部会決定  
平成20年12月22日一部改正  
平成21年 3月23日一部改正  
平成21年11月26日一部改正  
平成22年11月25日一部改正  
平成23年12月 1日一部改正  
平成24年11月27日一部改正  
平成25年 6月13日一部改正  
平成25年10月29日一部改正  
平成26年10月 2日一部改正  
平成27年 5月 1日一部改正  
平成27年 6月23日一部改正  
平成27年 8月10日一部改正  
平成28年 3月29日一部改正  
平成28年11月24日一部改正  
平成29年 9月 5日一部改正

科学研究費助成事業「新学術領域研究」の事前評価（審査）については、この審査要綱により行うものとする。

### 1 審査方針

(1) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月内閣総理大臣決定）、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成21年2月文部科学大臣決定）及び「科学研究費助成事業における評価に関する規程」（平成14年11月科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定）（以下「評価規程」という。）に則り、厳正な審査を行う。

また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金の適正な使用に向けた取組も考慮しつつ、科学研究費補助金の効果的・効率的配分を図る。

(2) この審査要綱において、「研究領域」とは、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の対象となる多様な研究者グループによる研究領域を推進するための計画をいい、「研究課題」とは、「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る計画研究及び公募研究毎の研究計画をいう。

(3) 新学術領域研究（研究領域提案型）は、多様な研究者グループにより提案された我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通して発展させることを目的とすることから、次のような研究領域を対象とし、選定する。

[対象]

革新的・創造的な学術研究が期待される研究領域であって、多様な研究者グループによる有機的な連携の下に新たな視点や手法による共同研究等の推進により、①既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指すもの、又は②当該領域の格段の発展・飛躍的な展開を目指すもので、次の要件を満た

すもの

- 1) 基礎研究分野（基礎から応用への展開を目指す分野を含む。）であって、複数の分野にまたがる新たな研究領域の創成・発展が期待されるもの。
- 2) 国際的な優位性を有する（期待される）もの、又は我が国固有の分野もしくは国内外に例を見ない獨創性・新規性を有する（期待される）もの、又は学術の国際的趨勢等の観点から見て重要であるが、我が国において立ち遅れており、当該領域の進展に格段の配慮を必要とするもの。
- 3) 研究事業終了後に十分な成果及び学術的又は社会的な意義・波及効果等をもたらすことが期待されるもの。

上記に加え、応募内容により、

- 4) 過去に「新学術領域研究（研究領域提案型）」又は他の研究費において採択された研究領域を更に発展させる提案については、当該研究費で期待された成果が十分に得られており、それまでの成果を踏まえ、更に格段の発展・飛躍的な展開を図る内容となっているもの。

- (4) 研究領域及び研究課題は、相当する研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

その際、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合せ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究領域及び研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

- (5) 採択したものに対しては、その内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

- (6) 翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮する。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮する。

- (7) 他の研究課題の受入・応募等の状況及びエフォートの取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

- ② エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）は、「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができるものとされている点に留意する。

## 2 審査方法

### (1) 新規の研究領域

「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」、「生物系委員会」及び「複合領域委員会」（以下「各系委員会」という。）において、次のとおり審査を行う。

#### 【研究領域の採択決定までの進め方】

- ① 各系委員会は、応募研究領域の中から、ヒアリングを行う応募研究領域（以下「ヒアリング研究領域」という。）を選定する。
- ② 各系委員会は、選定したヒアリング研究領域についてヒアリングを行い、採択候補研究領域を選定す

るとともに、当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題についても選定する。

- ③ 部会は、各系委員会が選定した採択候補研究領域の中から、合議により採択研究領域を決定するとともに、当該研究領域の計画研究の採択研究課題についても決定する。

#### 〔各系委員会における採択候補研究領域等の選定の進め方〕

##### ① ヒアリング研究領域の選定

ア 「人文・社会系」「理工系」「生物系」「複合領域」のいずれかを選択した研究領域について、選択したそれぞれの委員会において書面審査を実施する。

イ 書面審査に当たって、各評価者は、別紙1「新学術領域研究（研究領域提案型）の評価記入票（研究領域）」を作成する。

各評価者は、「新学術領域研究（研究領域提案型）の評価記入票（研究領域）」の作成に当たっては、「領域計画書」をもとに、「研究領域の審査に当たっての着目点」の各項目の評価結果を参考に、「審査基準」に従って総合評点を付す。

ウ 各系委員会は、書面審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究領域を選定する。

##### ② 審査意見書の作成

ア 各系委員会の主査は、採択候補研究領域及び当該研究領域の計画研究の採択候補研究課題を選定する際の資料とするため、ヒアリング研究領域毎に学術調査官が推薦する関連分野に精通する研究者の中から、3名程度の者を審査意見書作成者として選考し、別紙3「新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（研究領域）」及び別紙4「新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（計画研究）」の作成を依頼する。

イ 審査意見書の作成者は、「新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（研究領域）」の作成に当たって、「研究領域の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、要素毎に意見を付す。また、「新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（計画研究）」の作成に当たっては、「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「審査基準」により審査意見を作成するとともに、応募研究経費については「研究経費の査定案」により審査意見を作成する。

##### ③ ヒアリング研究領域の事前評価

ア 各評価者は、ヒアリング対象となった研究領域について、当該領域を構成する計画研究を中心とした書面審査を実施する。

イ 書面審査に当たって、各評価者は、別紙2「新学術領域研究（研究領域提案型）の評価記入票（計画研究）」を作成する。

各評価者は、「新学術領域研究（研究領域提案型）の評価記入票（計画研究）」の作成に当たっては、「各計画研究の研究計画調書」をもとに、「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、評点を付すとともに審査意見を記述する。

##### ④ ヒアリングの実施

ア 各系委員会におけるヒアリングは、「領域計画書」、「各計画研究の研究計画調書」、「新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（研究領域）」、「新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（計画研究）」、「事前質問事項」、「プレゼンテーション資料」及び「補足資料」をもとに行う。

なお、委員会の求めがある場合には、参考資料を追加することができる。

イ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

###### (a) ヒアリングの進め方（時間配分の目安）

時間配分は、以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

- |                                      |     |       |
|--------------------------------------|-----|-------|
| ・ 領域代表者等から応募研究領域の説明（事前質問事項に対する回答を含む） | 15分 | } 40分 |
| ・ 質疑応答                               | 20分 |       |

(b) 説明者

領域代表者を含め3名以内（総括班及びその他の計画研究の研究代表者もしくは研究分担者として研究計画調書に記載のある者）

(c) 説明資料

領域計画書、各計画研究の研究計画調書及びプレゼンテーション資料

(d) 補足資料

過去に採択された研究領域等が更なる発展を目指した研究提案をする場合、その基となる研究領域等の概要及び評価における所見等（新学術領域研究及び特定領域研究が基となる場合にあっては、当該応募資料及び中間評価又は事後評価における所見）

⑤ 採択候補研究領域の選定

ア 各評価者は、ヒアリングを行った研究領域について、「新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（研究領域）」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）の審査意見書（計画研究）」を参考にし、「研究領域の審査に当たっての着目点」及び「計画研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、「審査基準」により審査を行うとともに、応募研究経費については「研究経費の査定案」により審査を行う。

イ 各系委員会は、研究領域のヒアリング終了後、各評価者の審査結果に基づき、合議により採択候補研究領域を選定する。

ウ 各系委員会は、採択候補研究領域を選定後、当該採択候補研究領域の計画研究の研究課題について、合議により採択候補研究課題を選定するとともに、当該研究課題の研究経費の査定案を作成する。

〔研究領域の審査に当たっての着目点〕

(a) 領域の妥当性

・新学術領域研究の目的・対象にふさわしい研究であるか。

- 1) ①既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指すもの、又は②当該領域の格段の発展・飛躍的な展開を目指すもののいずれかに該当するものとなっているか。
- 2) 基礎研究分野（基礎から応用を目指す分野を含む）であって、複数の分野にまたがる新たな研究領域の創成・発展が期待できるものとなっており、当該審査区分（「人文・社会系」、「理工系」、「生物系」、「複合領域」）への応募が妥当と認められるか。
- 3) 対象となる学問分野を融合させて、革新的・創造的な学術研究の発展が期待される研究領域の創成・発展に資するものとなっているか。

(b) 領域の重要性・発展性

・国内外の動向、比較、国際的水準から見た現状、関連するこれまでの研究活動（研究水準の現状・実績）等にかんがみ、国際的な研究動向から見た優位性、又は我が国固有の分野もしくは国内外に例を見ない独創性・新規性を有する（期待される）もの又は学術の国際的趨勢等の観点から見て重要であるが、我が国において立ち遅れており、当該領域の発展に格段の配慮を必要とするものいずれかに明確な特徴をもって該当するか。

(c) 研究期間終了後に期待される成果等

・研究期間終了後に、

- 1) 当該領域の革新的・創造的な学術研究の発展等、期待される成果が見込まれるか。
- 2) 学術的又は社会的な意義・波及効果をもたらすことが期待できるか。

(d) 領域マネジメント体制の妥当性

- 1) 領域代表者を中心とした領域推進に十分貢献できる研究者による有機的な連携体制となっているか。
- 2) 領域代表者の領域推進に当たってのビジョンが明確になっており、それらを展開するマネジメント実績・能力を有しているか。
- 3) 総括班、国際活動支援（該当する研究領域のみ）、各研究組織の役割及び活動内容等が明確に

なっており、有機的連携が保たれ、領域マネジメントが効率的かつ効果的に行い得る体制となっているか。

**(e) 領域推進の計画・方法の妥当性**

- 1) 領域及び計画研究の達成目標が具体的かつ明確であり、個別の研究課題の寄せ集めではなく、研究領域内で各研究課題が有機的に結びついたものとなっているか。
- 2) 領域全体の研究計画が十分に練られており、具体的な目標が計画期間内に達成される見込みがあるか。また、研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多面からの検討状況は考慮されているか。
- 3) 共同研究、若手を含む研究人材の育成、設備の共用化等の取組が十分考慮されているか。
- 4) 国際的なネットワークの構築、国内外の優れた研究者の共同研究、海外の研究機関との連携、国内外への積極的な情報発信などの取組を行う場合、それらの必要性が明確にされ、効果をもたらすことが期待できるか。
- 5) 公募研究については、全体として領域を推進するに当たっての必要性及び期待される内容等が明確にされ、また適切な規模となっているか。

**(f) 過去の採択領域等からの発展性等(該当する研究領域のみ)**

- ・過去に新学術領域研究(研究領域提案型)又は他の研究費において採択された研究領域を更に発展させるものについては、
  - 1) 当該研究費で期待された成果が十分得られているか。
  - 2) 更に格段の発展・飛躍的な展開を図る内容となっているか。

**(g) 研究経費の妥当性**

- 1) 研究経費の内容は妥当であり、研究計画上、必要不可欠なものか。
- 2) 設備備品等は、研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。
- 3) 他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。
- 4) 年間3億円を超える場合、その妥当性・必要性が明確になっているか。

**〔計画研究の審査に当たっての着目点〕**

**(総括班)**

- ・実際の研究を行う内容となっていないか。
- ・領域全体の研究方針の策定、企画調整、各計画研究及び公募研究の連絡調整、研究評価及び成果の発信等、領域の運営を適切に行い得る体制となっているか。
- ・領域の研究支援活動(研究領域内で共用するための設備・装置の購入・開発・運用、実験・資材の提供など)を行う場合には、効率的かつ効果的に行い得る体制となっているか。
- ・応募研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

**(国際活動支援) (該当する研究領域のみ)**

- ・領域が分野の特性に応じた国際展開を進めるとともに、国際的な研究者コミュニティを牽引するために、効果的な計画となっているか。
- ・領域の国際活動の支援を適切に行い、領域全体の活性化につなげる体制となっているか(研究領域内で成果を共有・還元する体制ができているか。 )。
- ・応募研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

**(その他の計画研究)**

**(a) 研究計画、研究方法の妥当性**

- ・研究領域の設定目的に沿って、当該研究の位置づけや役割が明確になっており、領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
- ・研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的な目標が明確に設定されているか。
- ・研究計画、研究方法は適切であるか。

- ・当該学問分野、関連学問分野の研究の発展に貢献が期待できるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・単なる個人研究ではなく、研究領域内で他の各研究課題と有機的に結びついたものとなっているか。

**(b) 研究組織、研究遂行能力の適切性**

- ・研究推進に十分貢献できる研究者により研究組織が構成されているか。
- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者のこれまでの研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。

**(c) 応募研究経費の妥当性**

- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・各経費の必要性等が認められるか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

**〔研究領域の審査基準〕**

**① 評定要素**

「研究領域の審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各項目について、下表の基準に従って、絶対評価により評点を付す。

また、「審査意見」欄には、当該評点を付した根拠を記述する。

評点	審査基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

**② 総合評点**

「評定要素」に関する評価結果等を参考に、相対評価により、評点を付す。

評点	審査基準
A	積極的に採択すべきである
A-	採択するに値するものである
B	一部優れた内容も含まれるが、採択までは至らない
C	採択すべきでない

**③ その他の評価項目**

書面審査において、研究費の効果的・効率的配分を図る観点から、「研究領域の審査に当たっての着目点(g)」について、下表の評定区分により評定を付す。

なお、「△」の評点とした場合は、その判断に至った根拠を具体的にコメント欄に記入する。

評点	審査基準
○	妥当である
△	査定すべきである

**〔計画研究の審査基準〕**

各計画研究について、下表の基準に基づいて、評点を付す。「×」の評点とした場合は、その根拠を「審査意見」欄に必ず記述する。

評点	審査基準
----	------

×	採択すべきではない又はそれに準ずるもの
無印	採択に値するものである

### 〔研究経費の査定案（計画研究）〕

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか審査基準により評点を付す。

その際、標準的な査定率は、平均充足率を目安とする。

なお、「△」又は「×」の評点を付した研究課題に対しては、主たる根拠を具体的に「審査意見」欄に必ず記述すること。

### （審査基準）

評点	審査基準
◎	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
無印	標準的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある（具体的な内容を「審査意見」欄に記述すること。）

## (2) 継続中の研究領域

研究領域の設定期間のうち、1年目と3年目に公募研究の審査を行うこととする。

公募研究の審査に当たっては、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める新学術領域研究専門委員会（以下「専門委員会」という。）において採択候補研究課題を選定し、部会において合議により採択研究課題を決定する。

この場合、専門委員会における合議による公募研究の採択候補研究課題の選定にあたっては、評価規程第7条「利害関係者の排除」規定の判断は、各専門委員会主査に委ねるものとする。

### (i) 公募研究の審査

#### 〔専門委員会における採択候補研究課題の選定の進め方〕

各専門委員会における採択候補研究課題の選定に当たっては、各評価者が、「研究計画調書」に基づき「公募研究の審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、総合的な判断の上「審査基準」により書面による審査を行った後、合議により採択候補研究課題を選定し、応募研究経費については「研究経費の査定案」により審査を行う。

なお、「研究費の応募・受入等の状況・エフォート（公募研究）」については、「書面による審査」時に、「他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか」の確認を行う際、及び合議による採択候補研究課題の選定時に活用する。

#### 〔公募研究の審査に当たっての着目点〕

- ・研究目的は当該研究領域の公募要領に示された領域の方針に沿ったもので、領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
- ・研究目的の設定に独創性が認められるとともに、具体的かつ明確に設定されているか。
- ・研究計画、研究方法は適切であるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者の業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。
- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・各経費の必要性等が認められるか。
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

〔審査基準（公募研究）〕

① 評定要素

以下の評定要素毎に、下表に示す基準に基づいて評点を付す。

(a) 研究目的の独創性、妥当性

- ・研究目的の設定に独創性が認められるか。
- ・研究目的は具体的かつ明確に設定されているか。

(b) 研究計画、研究方法の妥当性、適切性

- ・研究対象、研究手法は適切であるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・研究計画、研究方法の説明（記述内容）は適切であるか。

(c) 研究経費の妥当性

- ・購入を予定している設備備品等は研究実施上必要なものであるか。
- ・各経費の必要性等が認められるか。

(d) 研究遂行能力の適切性

- ・これまでに受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、今回の研究計画においても着実な研究遂行が期待できるか。
- ・研究者の研究業績にかんがみ、所期の成果をあげることが期待できるか。

評点	審査基準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

② 公募要領に示された領域の研究概要との整合性

「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」について、下記の着目点により、下表に示す基準に基づいて評点を付す。なお、下表に示す基準に該当しない場合には、具体的な内容について「審査意見」欄に記述すること。

- ・研究目的は当該研究領域の「公募要領に示された領域の研究概要」に沿ったもので、領域の推進に十分な貢献が期待できるか。
- ・「公募要領に示された領域の研究概要」を踏まえた研究計画となっているか。

評点	審査基準
◎	「公募要領に示された領域の研究概要」に沿った研究内容となっており、領域の推進に十分な貢献が期待できる
○	「公募要領に示された領域の研究概要」に沿った研究内容を含んでおり、領域の推進に貢献が期待できる
△	一部「公募要領に示された領域の研究概要」に沿った研究内容となっているが、領域の推進に貢献が期待できるとはいえない

③ 総合評点

「評定要素」及び「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」の評価結果に基づき下表に示す基準及び評点分布の目安に従って、総合評点を付す。

また、審査意見については、当該課題の長所と短所を中心に「審査意見」欄に記述すること。なお、総合評点が「1」、「2」及び「5」の場合は必ずその根拠を記述すること。

評点	審査基準	評点分布の目安
5	非常に優れている	10%



4	優れている	20%
3	良好である	40%
2	やや劣っている	20%
1	劣っている	10%

#### ④ 書面審査時の所見

(a)～(d)の「評定要素」の評点及び「総合評点」を勘案し、評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）を下表の中から概ね5個程度以内で選択すること。

ただし、総合評点「5」の場合は選択を要しない。

項目	評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）
1	研究目的設定の独創性（評定要素(a)に対応）
2	研究目的の妥当性（具体性及び明確さ）（評定要素(a)に対応）
3	研究対象、研究手法の適切性（評定要素(b)に対応）
4	研究計画の進め方の着実性（評定要素(b)に対応）
5	研究計画、研究方法の適切な説明（記述）（評定要素(b)に対応）
6	購入を予定している設備備品等の妥当性（評定要素(c)に対応）
7	各経費の必要性等（評定要素(c)に対応）
8	これまでに受けた研究費に対する成果等からみた研究遂行の着実さ（評定要素(d)に対応）
9	研究者の研究業績からみた研究成果への期待度（評定要素(d)に対応）

#### 〔研究経費の査定案（公募研究）〕

応募研究経費の内容を踏まえ、どの程度の査定が適当であるか評点を付す。

なお、「△」又は「×」の評点を付した研究課題に対しては、主たる根拠を具体的に「審査意見」欄に必ず記述すること。

評点	審査基準
◎	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
無印	標準的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある（具体的な内容を「審査意見」欄に記述すること。）

### 3 審査結果の開示

#### (1) 研究領域

各評価者の研究領域・研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択された研究領域の領域代表者に対して、当該研究領域の審査結果の所見及び審査状況の総括を通知するとともに、審査結果の所見の概要を公開する。

また、採択されなかった領域代表者には、当該研究領域の審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、各系委員会が審査を行った研究領域の中における当該研究領域のおおよその順位を通知する。

#### (2) 公募研究の研究課題

各評価者の研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択されなかった研究代表者のうち希望者に対して、次の書面審査時における評価結果を通知する。

- ① 各専門委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位
- ② 評定要素毎の評価
- ③ 「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」に関する評価

④ 「問題がある」又は「不十分である」と判断した所見

#### 4 「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」の事前評価（審査）に関する特例

「新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』」の事前評価（審査）については、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める学術研究支援基盤形成委員会において採択候補事業計画を選定し、部会は、当該採択候補事業計画の中から、合議により採択事業計画を決定する。当該審査については、別に定めるところにより行うものとする。